

証券コード 9218
(発信日) 2026年3月13日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月6日

株 主 各 位

東京都港区赤坂3-16-11 東海赤坂ビル4階
株式会社メンタルヘルステクノロジーズ
代表取締役社長 刀 禰 真之介

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト（アドレス <https://mh-tec.co.jp/ir/>）
（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「メンタルヘルステクノロジーズ」又は「コード」に当社証券コード「9218」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月27日（金曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月30日(月曜日) 午前11時 受付開始：午前10時30分
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目5番6号
トスラブ山王健保会館 2階 多目的ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

1. 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には掲載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

[インターネット又は郵送による議決権行使について]

1. インターネットによる議決権行使

(1) 「スマート行使」による方法

- ①本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片に記載のQRコード※1をスマートフォン等※2にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- ②「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（2）の方法により再度ご行使いただく必要があります。

(2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- ①当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ②議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ③パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- ④パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

2. 郵送による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は記載面保護シールをお使いになれます。

3. その他

- (1) 議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524（年末年始を除く 9：00～21：00）

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（又は機能）が導入されていることが必要です。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国は、トランプ米大統領による高関税政策に不確定要因が残ったものの、猛暑によって家電製品や日用品等への特需が生じたことや、好調な建設需要やデジタル投資の拡大により、景況感は年の半ばから次第に改善しました。また、引き続き人材獲得のため企業における人的資本への関心は高まっており、産業保健事業の事業環境は好転してきております。

このような状況のなかで、当社グループでは、2024年12月期に策定した、2027年12月期において連結売上高100億円、営業利益20-25億円を達成目標とする「中期経営計画MHT100/20-25」の実現に向けた施策を取って参りました。

当連結会計年度においては、前連結会計年度に連結子会社化した株式会社タスクフォースと株式会社みらい産業医事務所の当社グループ内における連携を強めて参りました。また、産業保健事業のKPIでもある産業保健クラウドの契約者数及び契約単価向上に注力いたしました。

また、前連結会計年度は株式会社タスクフォース買収関連の一時経費及びのれんの償却費、及び2022年5月に付与した第11回新株予約権の株式報酬費用を計上したため赤字となりましたが、当連結会計年度においては本来のストック型収益構造に回帰し、黒字化いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は6,435,361千円（前連結会計年度比25.3%増）、営業利益は598,776千円（同445.6%増）、経常利益は438,418千円（前年同期は経常利益39,438千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は254,901千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失29,779千円）となりました。

セグメント別業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より当社グループ内の経営管理区分の見直しに伴い、従来「メディアカルキャリア支援事業」、「デジタルマーケティング事業」としていた報告セグメントを「その他事業」に統合しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更

後の報告区分に組み替えた数値で比較分析しております。

a. メンタルヘルスソリューション事業

メンタルヘルスソリューション事業では、産業医及び保健師等による役務提供サービスと労働者の心身の健康管理に関する各種クラウド型サービス「ELPIS」をパッケージ化し、「産業医クラウド」の名称で提供しております。

当連結会計年度においては、新規顧客獲得のため、顧客サービス体制の強化、大手企業向けコンサルティング提案営業の推進などを引き続き行ってまいりました。また、既存顧客へのサービス追加による増額提案活動も実施しております。さらに、グループ内の株式会社Avenirと株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所との営業活動、新規事業開発等の相乗効果が出てきております。株式会社ヘルスケアDXのメンタルクリニック運営支援サービスについては、業務運営が軌道に乗り始め、支援先を拡大しております。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高3,053,543千円（前連結会計年度比19.0%増）、セグメント利益890,302千円（同35.4%増）となりました。

b. メディカルワークシフト事業

2024年2月29日付で株式会社タスクフォースを完全子会社としたことに伴い、2024年3月より同社の看護補助者及び医療事務人材サービスを「メディカルワークシフト事業」として新たにセグメントを設定いたしました。

当連結会計年度においては、当社グループに参加したことに伴う企業運営方法の統合が進み、デジタル化やスタッフのレベルアップ研修等の新たな施策に取り組みました。一方良質なスタッフの募集・定着を目的として人件費を増加させたため、当セグメントの経営成績は、売上高3,269,460千円、セグメント利益は265,937千円となりました。

なお、当事業を開始したのは2024年3月1日であり、前期比較が困難なため、前年同期比較は記載しておりません。

c. その他事業

当連結会計年度より当社グループ内の経営管理区分の見直しに伴い、従来「メディカルキャリア支援事業」、「デジタルマーケティング事業」としていた報告セグメントを「その他事業」に統合いたしました。

その他事業において、メディカルキャリア支援事業では、医師転職市場の環境変化により規模の拡大が見込みにくい中、産業保健事業との連携に力を入れました。また、デジタルマーケティング事業では前連結会計年度に引き続き、受注制作に関して既存顧客の保守案件を安定的に受注する一方、グループ企業向けのマーケティングに事業部内のリソースを集中して参りました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高112,357千円(前連結会計年度比30.5%減)、セグメント利益119千円(同99.7%減)となりました。

事業別売上高

事業区分	第 14 期 (2024年12月期) (前連結会計年度)		第 15 期 (2025年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	増減率
メンタルヘルスソリューション事業	2,566,944	50.0%	3,053,543	47.4%	486,598	19.0%
メディカルワークシフト事業	2,406,227	46.9%	3,269,460	50.8%	—	—%
その他事業	161,603	3.1%	112,357	1.7%	△49,245	△30.5%
合計	5,134,775	100.0%	6,435,361	100.0%	1,300,586	25.3%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資等の総額は310,712千円であります。その内訳は建物69,717千円、工具、器具及び備品が14,332千円、ソフトウェアが226,662千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より450,000千円の資金調達を行いました。また新株予約権の行使に伴い17,700千円の資金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年6月24日を効力発生日として、株式会社ケアサクラと資本業務提携契約を締結するとともに、同社のA種優先株式を第三者割当の方法により取得しました。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2022年12月期)	第 13 期 (2023年12月期)	第 14 期 (2024年12月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	2,288,188	2,608,600	5,134,775	6,435,361
経 常 利 益 (千円)	345,674	495,854	39,438	438,418
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 損 失 (△) (千円)	265,121	441,371	△29,779	254,901
1株当たり当期純利益 又は 損 失 (△) (円)	27.19	44.29	△2.92	24.56
総 資 産 (千円)	1,296,114	1,733,835	4,648,446	5,368,233
純 資 産 (千円)	655,369	1,115,516	1,294,956	1,566,553
1株当たり純資産 (円)	66.63	110.31	106.15	131.05

(注) 第15期(2025年12月期)において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第14期(2024年12月期)に係る各数値においては、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2022年12月期)	第 13 期 (2023年12月期)	第 14 期 (2024年12月期)	第 15 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	498,517	567,907	724,683	868,767
経 常 利 益 又 は 損 失 (△) (千円)	42,420	166,904	△31,589	507,840
当期純利益又は 損 失 (△) (千円)	36,407	194,078	△76,480	433,822
1株当たり当期純利益 又は 損 失 (△) (円)	3.73	19.47	△7.51	41.80
総 資 産 (千円)	1,054,677	1,387,694	3,609,220	4,341,503
純 資 産 (千円)	758,295	971,148	1,103,888	1,554,407
1株当たり純資産 (円)	77.10	96.03	87.66	129.89

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社 Avenir	60,000	100.0	メンタルヘルスソリューション事業
株式会社ヘルスケアDX	20,000	100.0	メンタルヘルスソリューション事業
株式会社明照会労働衛生 コンサルタント事務所	1,000	100.0	メンタルヘルスソリューション事業
株式会社タスクフォース	50,000	100.0	メディカルワークシフト事業
株式会社みらい産業医事務所	5,000	100.0	メンタルヘルスソリューション事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社タスクフォース
特定完全子会社の住所	大阪府大阪市北区梅田1丁目12番12号 東京建物梅田ビル14階
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,220,846千円
当社の総資産額	4,341,503千円

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として、下記の4点があると考えております。

① 収益基盤の強化

当社グループは、これまでも各事業において、収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するために、さらなる収益基盤の強化が重要な課題であると認識しております。

この課題に対応するために、まずメンタルヘルスに関する認知活動の強化が重要であると考え、メディアやセミナーを通じたメンタルヘルスに関する広報活動を強化するため、2024年1月にデジタルマーケティング事業部をビジネス・インキュベーション部へ改組し、グループ内のマーケティング支援活動及び新規事業開発を行うことといたしました。加えて、当社の事業と親和性の高い企業との業務提携や企業の買収などを通じ、業容拡大を目指しております。

また、メンタルヘルスソリューション事業においては、多くの職場でのメンタルヘルスケア、健康経営に貢献できるようなサービスコンテンツの開発や、産業医の登録数の増加と産業医業務の質的向上、カスタマーサクセスチームによるカスタマーサポート体制の一層の強化が必要であると考えております。メディカルキャリア支援事業においては、求職医師の登録数の増加、求人医療機関数の増加等を実現するための方策の検討、「株式会社ヘルスケアDX」のクリニック運営支援を通じた医療機関ネットワークの構築などを進めてまいります。

2024年3月に開始したメディカルワークシフト事業においては、対医療機関の戦略的営業力向上と医療機関向け人材確保に向けた採用マーケティング力強化を通じて、売上高の成長・営業利益率の向上を図ってまいります。

② サービスの健全性の維持及び向上

当社グループの事業において、インターネットを通じたビジネスとなっているものに関しては、システムを安定的に稼働させることが重要な課題であると認識しております。今後においても、セキュリティの向上等に適時に対応し、技術革新等の事業環境の変化にも柔軟に対応できるシステム開発体制を構築することで、システムの安定稼働や高度なセキュリティが担保されたサービス運営に努めてまいります。

③ 組織力、内部管理体制の強化

イ. 優秀な人材の確保及び育成

当社グループでは、産業保健、メンタルヘルス、医療関連の専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。事業規模に応じた効率的な運営を意識し、高度な知識・経験のある人材の確保に積極的に取り組んでまいります。また、人材育成のために各種研修等の教育・研修制度も充実させてまいります。

ロ. 内部管理体制の強化

当社グループが継続的に成長し続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

ハ. 情報管理体制の強化

当社グループでは、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、「個人情報保護規程」の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、情報管理体制を構築しております。今後においても、コンプライアンスを重視し、情報管理体制の強化に努めてまいります。

④ 財務体質の強化

当社グループの中核事業であるメンタルヘルスソリューション事業においては、現状を未だ投資フェーズと捉えており、事業の親和性の高い企業の買収や、サービス開発・広告宣伝等に注力しております。そのため、事業拡大のための成長資金の調達も視野に入れ、資金調達の多様化を含む財務体質の強化を図っていきたいと考えております。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
メンタルヘルスソリューション事業	「産業医クラウド」(産業医、保健師、健康管理スタッフによる役務提供サービス及びクラウド型メンタルヘルスケアサービス「ELPIS」)の提供、クラウド型メンタルヘルスケアサービス「ELPIS」の開発、メンタルクリニックの運営支援
メディカルワークシフト事業	看護補助者及び医療事務人材サービス
その他事業	医療職向け転職支援、Web制作、マーケティング支援

(注) 当社グループ内の経営管理区分の見直しに伴い、当連結会計年度より、従来「メディカルキャリア支援事業」「デジタルマーケティング事業」としていた報告セグメントを「その他事業」に統合いたしました。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区
----	-------

② 子会社

株式会社 Avenir	本社 (東京都港区)
株式会社ヘルスケアDX	本社 (東京都港区)
株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所	本社 (愛知県名古屋)
株式会社タスクフォース	本社 (大阪府大阪市)
株式会社みらい産業医事務所	本社 (福岡県福岡市)

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減
メンタルヘルスソリューション事業	82 (17)	5名増 (3名増)
メディカルワークシフト事業	33 (1,123)	— (204名増)
その他事業	10 (—)	1名減 (—)
報告セグメント計	125 (1,140)	4名増 (207名増)
全社 (共通)	15 (1)	1名減 (—)
合計	140 (1,141)	3名増 (207名増)

- (注) 1. 使用人数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. メディカルワークシフト事業においては、臨時従業員及び無期雇用を含む派遣スタッフの年間の平均人数を () 内に外書きで記載しております。それ以外の事業においては、臨時従業員を () 内に外書きで記載しております。
3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
5. 使用人数が前連結会計年度と比べて増加しましたのは、主にメディカルワークシフト事業の業容拡大に伴い、株式会社タスクフォースにおいて、医療機関への派遣スタッフが増加したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
22名	一名	44.1歳	5.9年

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,513,016千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	495,000千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	183,332千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	178,912千円
大 阪 商 工 信 用 金 庫	102,091千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	94,999千円
株 式 会 社 足 利 銀 行	26,387千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	25,200千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 36,000,000株

② 発行済株式の総数 10,447,300株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は118,000株増加しております。

③ 株主数 12,526名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
刀禰 真之介	3,706,000	35.47
第一生命保険株式会社	481,800	4.61
株式会社Orchestra Investment	420,000	4.02
株式会社シグマクシス・ホールディングス	389,200	3.72
吉岡 裕之	310,000	2.96
株式会社バリューHR	202,200	1.93
株式会社杏林舎	150,000	1.43
山田 真弘	130,000	1.24
日本生命保険相互会社	101,100	0.96
株式会社ユビキタスA I	100,000	0.95

(注) 持株比率は自己株式(64株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 9 回 新 株 予 約 権	第 10 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年12月13日	2019年12月13日
新 株 予 約 権 の 数		35個	13個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 70,000株 (新株予約権1個につき 2,000株)	普通株式 26,000株 (新株予約権1個につき 2,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引き換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 300,000円 (1株当たり 150円)	新株予約権1個当たり 300,000円 (1株当たり 150円)
権 利 行 使 期 間		2021年12月15日から 2029年12月14日まで	2019年12月15日から 2029年12月14日まで
行 使 の 条 件		(注) 1.	(注) 1.
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名

		第 11 回 新 株 予 約 権	第 12 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年5月13日	2022年12月15日
新 株 予 約 権 の 数		4,382個	940個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 438,200株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 94,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		100円	100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 76,700円 (1株当たり 767円)	新株予約権1個当たり 139,100円 (1株当たり 1,391円)
権 利 行 使 期 間		2024年4月1日から 2032年5月31日まで	2027年4月1日から 2033年1月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 2.	(注) 3.
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,372個 目的となる株式数 237,200株 保有者数 2名	新株予約権の数 230個 目的となる株式数 23,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 13 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2024年4月1日	
新 株 予 約 権 の 数		2,500個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	250,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		2,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	96,100円 (1株当たり 961円)
権 利 行 使 期 間		2025年4月1日から 2034年4月18日まで	
行 使 の 条 件		(注) 4.	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	800個
		目的となる株式数	80,000株
		保有者数	3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株
		保有者数	－名
	監 査 役	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株
		保有者数	－名

(注) 1. 新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

- イ) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、又は顧問、嘱託その他これに準ずる地位にある者のうち当社の取締役会が認める者のいづれでもなくなった場合には、本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- ロ) 本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。

2. 新株予約権の行使の主な条件は、下記のとおりであります。
 - イ) 新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上が3,200百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
 - ロ) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると、取締役会が認めた場合はこの限りでない。
 - ハ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 新株予約権の行使の主な条件は、下記のとおりであります。
 - イ) 新株予約権者は、2026年12月期から2028年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上が4,800百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
 - ロ) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると、取締役会が認めた場合はこの限りでない。
 - ハ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 新株予約権の行使の主な条件は、下記のとおりであります。
 - イ) 新株予約権者は、2024年12月期から2030年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書）から求められるEBITDAが1,500万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
 - ロ) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると、取締役会が認めた場合はこの限りでない。
 - ハ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
5. 第9回新株予約権の取締役1名、第12回新株予約権の取締役1名、及び第13回新株予約権の取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	刀 禰 真之介	株式会社Avenir 代表取締役社長 株式会社ヘルスケアDX 取締役 株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所 取締役 株式会社タスクフォース 取締役 株式会社みらい産業医事務所 取締役 アトラスト・ヘルス株式会社 社外取締役
取 締 役	松 本 裕 介	ビジネス・インキュベーション部 部長 株式会社ヘルスケアDX 代表取締役社長 株式会社タスクフォース 取締役
取 締 役	小 倉 行 雄	医療法人社団明照会 理事長 株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所 代表取締役社長 株式会社タスクフォース 取締役
取 締 役	樋 口 晴 将	コーポレート本部 部長
取 締 役	浅 川 秀 治	Cloud Software Group, Inc. Spotfire Partner Accounts, Sr. Director
取 締 役	小 原 毅 也	株式会社トポロジ 代表取締役 日本公共収納株式会社 代表取締役 オリックス株式会社 非常勤顧問 エイチ・シー・ネットワークス株式会社 社外取締役 Apresia Systems株式会社 社外取締役 株式会社インフォマティクス 社外取締役 株式会社ディーエイチシー 社外取締役 株式会社リベラル社 取締役会長
常 勤 監 査 役	中 村 幸 雄	株式会社Avenir 監査役 株式会社ヘルスケアDX 監査役 株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所 監査役 株式会社タスクフォース 監査役 株式会社みらい産業医事務所 監査役
監 査 役	高 橋 勝	福井コンピュータホールディングス株式会社 社外取締役 センクス監査法人 統括代表社員 NISSIN FOODS COMPANY LIMITED (HK LISTED COMPANY) Independent Non-executive Director
監 査 役	吉 田 夢 子	弁護士 (吉田康法律事務所) 株式会社ムゲンエステート 社外監査役

(注) 1. 取締役 浅川秀治氏及び取締役 小原毅也氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 高橋勝氏及び監査役 吉田夢子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 高橋勝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 吉田夢子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、浅川秀治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであり、その保険料は全額当社が負担しております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約により填補されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合的に考慮して決定しております。報酬等の水準については、適宜、必要に応じて、外部調査機関の役員報酬調査データ等を用いて同業他社との客観的な比較検証等を行い、取締役各個人として果たすべき職責に相応しい水準としております。

なお、取締役の報酬額については取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬額については監査役の協議にて決定しております。また、現在は固定報酬のみで、

業績連動報酬及び非金銭報酬は導入しておりません。加えて、役員に対する退職慰労金の制度も導入しておりません。

かかる方針は、取締役会で決定しております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についても、上記の方針に基づいて取締役会にて決定していることから、上記方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬限度額は、2023年3月30日開催の定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とご承認いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）であります。

また、監査役の報酬限度額は、2019年3月29日開催の定時株主総会において年額15百万円以内とご承認いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る監査役の員数は2名であります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	32,400 (2,400)	32,400 (2,400)	— (—)	— (—)	4 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,076 (2,400)	8,076 (2,400)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	40,476 (4,800)	40,476 (4,800)	— (—)	— (—)	8 (5)

- (注) 1. 取締役の支給人員には、無報酬の取締役3名（2025年3月末退任役員1名含む）を除いております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「(3) 会社役員の状況①
取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)」に記載のとおりであります。

- ・社外取締役 浅川秀治氏
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 小原毅也氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 高橋勝氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 吉田夢子氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 浅川 秀治	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 会社経営、特にIT業務に関連して豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立した立場で監督、提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 小原 毅也	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 主に会社経営に関して豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立した立場で監督、提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 高橋 勝	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉田 夢子	2025年3月の就任後に開催された取締役会12回の全てに、また監査役会10回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 監査役 吉田夢子氏は、2025年3月27日開催の第14期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会及び監査役会への出席状況は就任後の取締役会及び監査役会の回数を記載しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 かがやき監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、配当を検討したいと考えております。

これまででは内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながると考えておりました。このことから創業以来配当を実施しておらず、配当実施の可能性及び実施時期は未定としてまいりました。

しかしながら、当事業年度に収益構造の黒字基調を回復したことを踏まえ、株主の皆様へ安定的かつ継続的な利益還元が可能と判断したため、本株主総会において議案「剰余金処分の件」が承認可決される場合、2025年12月期の期末配当として1株当たり10円00銭の配当（初配）を実施することを予定しております。

今後につきましては、事業拡大のための投資を見据えるとともに、各期の経営成績及び財政状態等を総合的に勘案しながら株主還元の充実を目指していく方針であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、毎年12月31日を基準日とする期末配当、及び毎年6月30日を基準日とする中間配当の年2回を基本方針としており、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。剰余金の配当等の決定機関は、期末配当は株主総会であり、中間配当は取締役会であります。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,401,879	流 動 負 債	1,500,728
現金及び預金	1,492,051	買掛金	147,157
売掛金	851,781	1年内返済予定の長期借入金	508,135
仕掛品	67	未払金	404,579
貯蔵品	3,724	未払法人税等	135,487
前払費用	40,189	未払消費税等	141,167
未収入金	224	契約負債	15,802
その他	20,780	預り金	26,857
貸倒引当金	△6,940	ポイント引当金	2,458
固 定 資 産	2,966,353	株主優待引当金	119,083
有 形 固 定 資 産	115,994	固 定 負 債	2,300,950
建物	106,141	長期借入金	2,110,802
工具、器具及び備品	9,853	繰延税金負債	190,148
無 形 固 定 資 産	2,540,767	負 債 合 計	3,801,679
のれん	1,717,568	(純 資 産 の 部)	
顧客関連資産	691,791	株 主 資 本	1,369,094
ソフトウェア	73,620	資本金	554,769
ソフトウェア仮勘定	57,786	資本剰余金	545,849
投 資 其 他 の 資 産	309,591	利益剰余金	268,554
投資有価証券	58,026	自己株式	△78
出資金	131	新 株 予 約 権	197,459
長期前払費用	9,480		
長期貸付金	131,230	純 資 産 合 計	1,566,553
差入保証金	63,548	負 債 純 資 産 合 計	5,368,233
繰延税金資産	47,173		
資 産 合 計	5,368,233		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,435,361
売上原価	4,308,663
売上総利益	2,126,697
販売費及び一般管理費	1,527,921
営業利益	598,776
営業外収入	3,883
受取配当金	2
雑収入	375
営業外費用	4,260
支払利息	41,879
株主優待引当金繰入	119,083
雑損	3,655
経常利益	438,418
特別利益	1,004
新株予約権戻入益	1,004
特別損失	13,613
減価償却損	1,387
固定資産除却損	15,000
税金等調整前当期純利益	424,421
法人税、住民税及び事業税	168,125
法人税等調整額	1,395
当期純利益	254,901
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	254,901

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	990,927	流 動 負 債	752,541
現金及び預金	547,855	買掛金	13,653
売掛金	299,741	1年内返済予定の長期借入金	475,259
仕掛品	67	未払金	29,429
貯蔵品	35	未払法人税等	72,345
未収入金	8,830	未払消費税等	37,873
短期貸付金	123,817	契約負債	1,013
前払費用	11,432	預り金	3,883
貸倒引当金	△852	株主優待引当金	119,083
固 定 資 産	3,350,575	固 定 負 債	2,034,555
有 形 固 定 資 産	4,622	長期借入金	2,034,555
建物附属設備	768	負 債 合 計	2,787,096
工具、器具及び備品	3,853	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	106,021	株 主 資 本	1,356,948
ソフトウェア	53,209	資 本 金	554,769
ソフトウェア仮勘定	52,812	資 本 剰 余 金	545,869
投 資 そ の 他 の 資 産	3,239,932	資 本 準 備 金	545,869
投資有価証券	58,026	利 益 剰 余 金	256,387
関係会社株式	2,742,632	その他利益剰余金	256,387
出資金	31	繰越利益剰余金	256,387
長期前払費用	201	自 己 株 式	△78
長期貸付金	381,227	新 株 予 約 権	197,459
差入保証金	15,994	純 資 産 合 計	1,554,407
繰延税金資産	41,818	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,341,503
資 産 合 計	4,341,503		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	868,767
売上原価	102,687
売上総利益	766,080
販売費及び一般管理費	381,217
営業利益	384,862
営業外収益	
受取利息	10,208
受取配当金	272,160
雑収入	84
営業外費用	
支払利息	40,376
雑損失	16
株主優待引当金繰入額	119,083
経常利益	507,840
特別利益	
新株予約権戻入益	1,004
特別損失	
固定資産除却損	857
税引前当期純利益	507,987
法人税、住民税及び事業税	81,269
法人税等調整額	△7,104
当期純利益	433,822

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ
取締役会 御中

かがやき監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村	隆志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	牛丸	智詞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メンタルヘルステクノロジーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表の10. 重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2026年2月13日開催の取締役会においてインクルード株式会社の全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。
2. 連結注記表の10. 重要な後発事象に関する注記（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に記載されているとおり、会社は、2026年1月23日にストックオプションとしての新株予約権を発行した。

これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ
取締役会 御中

かがやき監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 奥 村 隆 志
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 牛 丸 智 詞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表の12. 重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2026年2月13日開催の取締役会においてインクルード株式会社の全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。
2. 個別注記表の12. 重要な後発事象に関する注記（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に記載されているとおり、会社は、2026年1月23日にストックオプションとしての新株予約権を発行した。これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

監 査 役 会

常勤監査役 中 村 幸 雄 ㊟

社外監査役 高 橋 勝 ㊟

社外監査役 吉 田 夢 子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議 案 剰余金処分の件

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化、当社グループの事業分野での競争力の確保を経営上の重要課題と認識しております。そのため、当社は創業以来配当を実施しておらず、内部留保を充実させ、事業効率化と事業拡大のための投資に充当して参りました。

今般、事業の順調な成長及び収益基盤の安定化を踏まえ、将来の成長のための投資を実行しながらも、株主の皆様に対する利益還元の実施が可能であると判断し、以下の通り第15期の期末配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は104,472,360円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月31日といたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都港区赤坂二丁目5番6号
トスラブ山王健保会館 2階 多目的ホール
TEL 03-5570-1803



交通	地下鉄銀座線・南北線「溜池山王駅」下車	10番出口より徒歩4分
	地下鉄千代田線「赤坂駅」下車	2番出口より徒歩5分
	地下鉄銀座線・丸ノ内線「赤坂見附駅」下車	10番出口より徒歩7分

◎株主総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。